

## 第 34 回延岡市定例農業委員会会議録

(平成 29 年 3 月 28 日)

1. 開催日時 平成29年3月28日(火) 午前9時30分から午前10時25分
2. 開催場所 本庁舎 2階 講堂
3. 出席委員 32名

出席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	福富幸男	13	牧野博文	25	川崎毅
2	花畑志良一	14	佐藤純子		
3	小野厚文	15	黒田啓睦	27	加行保男
4	甲斐秋美	16	河野正直	28	川崎豊
5	甲斐淳一	17	菊池光雄	29	矢野茂
6	片伯部芳徳	18	甲斐憲治	30	織田竜二
7	高橋正二	19	赤木常信		
8	松田勝美	20	佐藤徳幸	32	松木富士夫
9	柳田敏文	21	甲斐壽徳	33	甲斐康美
10	吉本尚人	22	吉本武久	34	鶴田忠
11	杉野林	23	原田博史		
12	井本民雄	24	吉田力		

4. 欠席委員 2名

欠席委員

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
26	中島富夫	31	山田博敏		

## 5. 議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第 228 号 農地法第3条の規定による所有権の移転について  
議案第 229 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権・J A）  
議案第 230 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権・農地中間管理機構）  
議案第 231 号 農地法第4条許可申請について  
議案第 232 号 農地法第5条許可申請について  
議案第 233 号 非農地証明について

- 報告第 130 号 農地法第4条届出について  
報告第 131 号 農地法第5条届出について  
報告第 132 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

- 協議第 33 号 農用地利用配分計画（案）について

その他

## 6. 農業委員会事務局職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名	役 職	氏 名
局 長	鬼塚 重敏	局長補佐兼 農地係長	甲斐 武親	副主幹兼 農政係長	佐藤 英男
主任主事	黒木 政良	総合農政課 主任主事	茂谷 龍馬	主 事	興梠 康大

## 7. 会議の概要

議長	<p>皆さん、おはようございます。桜が満開とまではいきませんが咲き始め、お花見の季節となりました。季節柄、飲む機会が多くなると思います。飲み過ぎないように注意しましょう。また、飲酒運転だけは絶対にしないようお願いいたします。飲んだら乗るな。乗るなら飲むな。を徹底してください。</p> <p>それでは、ただ今から第 34 回、延岡市定例農業委員会を開催いたします。まず始めに事務局より出席確認の報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。それでは事務局より報告いたします。</p> <p>委員総数 34 名中 32 名の出席を得ております。従いまして農業委員会に関する法律並びに延岡市農業委員会規則第 8 条の規定による過半数に達しているため、本会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
議長	<p>本日の議事録署名委員は、委員番号 15 番、黒田啓睦委員と委員番号 18 番、甲斐憲治委員のお二人をお願いしたいと思います。</p> <p>本日の予定ですが、議案第 228 号の農地法第 3 条の規定による所有権の移転についてから議案第 233 号の非農地証明願いについてまで議案 6 件、報告案件が 3 件、協議案件が 1 件となっています。</p> <p>それでは議案第 228 号農地法第 3 条の規定による所有権の移転について提案いたします。</p> <p>整理番号 1 番の説明を委員番号 21 番、甲斐壽徳委員より説明をお願いいたします。</p>
甲斐委員	<p>おはようございます。委員番号 21 番の甲斐です。議案第 228 号 1 番案件についてご説明いたします。農地の所在は天下町で田が 2 筆の 878 ㎡です。譲渡人、譲受人ともに天下町在住の方です。譲受人の経営状況は 8,789 ㎡で、労力人は 3 人。申請理由は農業経営規模拡大となっています。3 月 26 日に調査を行いまして、地域との調和要件については問題ないと判断しました。譲受人は稲作を中心に野菜等をつくっており、農業に対する経験も豊富で何ら問題ないと考えております。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>続きまして整理番号 2 番について委員番号 25 番、川崎毅委員より説明をお願いいたします。</p>
川崎委員	<p>委員番号 25 番の川崎です。整理番号 2 番についてご説明申し上げます。農地の所在が二地区に分かれておりまして、貝の畑町の畑 1 筆と、細見町の畑 2 筆の合計 1,370 ㎡です。譲渡人、譲受人ともに細見町在住でございます。譲受人の経営状況といたしましては 5,929 ㎡で、労力人が 2 人。譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、申請理由は贈与となっております。3 月 20 日に譲受人とともに現地調査を行いました。譲渡人は会社経営の役員を行っており、農業を行うことが困難なため、親戚の譲受人へ贈与することとなりました。譲受人は農業に対する意欲、経験等十分であり、特に問題ないと判断しました。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>続きまして整理番号 3 番について委員番号 8 番、松田勝美委員より説明をお願いいたします。</p>
松田委員	<p>委員番号 8 番の松田です。整理番号 3 番についてご説明いたします。所在は舞野町。田 1 筆、畑 2 筆の合計 1,265 ㎡。譲渡人は野地町在住の方で、譲受人は舞野町在住の方</p>

<p>議 長</p>	<p>です。3月24日に現地確認を行い、後日譲受人から説明を伺いました。譲渡人の父がお亡くなりになり、今後農業する見込みがなくなったため今回の申請に至りました。申請地は少し手を加えれば農地として十分活用できますが、このまま譲渡人が所有していても耕作放棄地となることが考えられたため、譲渡人へ所有権移転し、今後耕作していくようです。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
<p>甲斐委員</p>	<p>続きまして整理番号4番について委員番号5番、甲斐淳一委員より説明をお願いいたします。</p> <p>委員番号5番の甲斐であります。整理番号4番についてご説明いたします。農地の所在につきましては、北方町北久保山で、畑1筆の1,265㎡であります。譲渡人は北方町北久保山在住の方で、譲受人は愛宕山在住の方です。譲受人の経営状況は7,462㎡で、労力人は3人、申請理由につきましては農業経営規模拡大となっております。譲受人は同地区内で農業経営を行う両親とは別の場所に住んでいますが、休日は両親とともに農作業に従事しており後継者にあたります。3月27日に現地調査を行いました。地域との調和要件につきましては何も問題ありませんでした。譲渡人は高齢のため農業を続けることができず今回の申請になったとのこと。譲受人は農業に対する意欲、経験等十分であり、特に問題ないと判断しましたので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして整理番号5番について委員番号10番、吉本尚人委員より説明をお願いいたします。</p>
<p>吉本委員</p>	<p>委員番号10番の吉本です。5番案件について説明いたします。農地の所在は北方町曾木で畑1筆の950㎡です。譲渡人は北方町曾木の男性で、譲受人も同じく北方町曾木の男性です。譲受人の経営状況は17,733㎡で、労力人は3人。申請理由は農業経営規模拡大です。3月21日に現地調査を行いました。地域との調和要件につきましては問題ありませんでした。譲受人は主に茶を生産加工している農家で、今回の申請地は譲受人の茶畑に隣接している農地です。譲受人は農業に対する意欲、経験等十分で特に問題ないと判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>つぎに判断根拠の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。それでは調査書をご覧ください。調査書の農地法第3条第2項第1号から第6号までは事前に事務局の方で調査済みで、5件すべて問題ありませんでした。第7号につきましては、ただ今、各委員より説明及び現地調査の結果報告がありました。整理番号3番につきましては、多少荒れてはいたものの、譲受人が許可後耕作していく。その他案件につきましても地域との調和要件など問題ないということなので、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただ今、担当委員及び事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
<p>甲斐委員</p>	<p>委員番号21番の甲斐です。整理番号3番について質問があります。申請地が3筆ありまして、そのうちの1筆が持ち分2分の1となっておりますが、もう一方所有者がいるということでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>回答させていただきます。残りの持ち分2分の1につきましては譲受人の父が所有しております。よって、今後相続の手続きが行われましたら、持ち分の全てが今回の申請</p>

	者に揃うということとなります。
議 長	よろしいでしょうか。
甲斐委員	はい。
議 長	他にございませんか。
高橋委員	委員番号7番の高橋です。2番案件についてですが譲渡人と譲受人の経営状況が同程度で、今回1,300㎡ほど所有権移転することとなっています。申請理由が贈与となっていますが、個人的には経営規模拡大の方が望ましいのではと感じますが。
事 務 局	高橋委員のおっしゃるように、本案件の場合、贈与と経営規模拡大という申請理由が並立して存在しております。申請者への聞き取り、そして無償で贈与するという意志が申請書に明記されていたことから、その意図をくみ贈与と記載させていただきました。
高橋委員	分かりました。
議 長	他にございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)
議 長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。 続きまして議案第229号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は延岡農業協同組合分です。 なお、整理番号23番については、委員番号30番、織田竜二委員と関連がございますので、退室後の審議となります。 それでは整理番号1番から22番までの説明を事務局よりお願いいたします。
事 務 局	はい。それでは議案第229号、農用地利用集積計画（JA延岡分）について説明いたします。議案書は4から7ページとなります。貸し人や借り人、農地の所在等の詳細については議案書に記載のとおりで、契約内容は3年から5年の賃借権と使用貸借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。 ただ今、事務局から説明がありました。 ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
議 長	何かございませんか。
委 員	異議なし。
議 長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委 員	(挙手)

議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>続きまして整理番号 23 番について審議いたします。織田竜二委員は退室をお願いいたします。</p> <p>(織田竜二委員退室)</p> <p>それでは事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは整理番号 23 番について説明いたします。農地の所在は小野町で田が 2 筆の 1,830 m<sup>2</sup>となっています。貸し人は小野町に在住の男性の方で借り人も小野町在住の男性の方です。契約内容は 3 年の賃借権となっています。計画内容につきましては農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p> <p>何かございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>
議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。織田竜二委員の入室をお願いいたします。</p> <p>(織田竜二委員入室)</p>
事 務 局	<p>続きまして議案第 230 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定について提案いたします。この案件は農地中間管理機構分です。</p> <p>なお、整理番号 9 番については委員番号 7 番、高橋正二委員と関連がございますので、最後に回して退室後の審議といたします。それでは整理番号 9 番以外の案件説明を事務局よりお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい。それでは議案第 230 号、農用地利用集積計画（農地中間管理機構分）について説明いたします。議案書は 9 ページから 12 ページとなります。貸し人及び農地の所在等の詳細については、議案書に記載のとおりで借り人は公益社団法人 宮崎県農業振興公社です。契約内容は 10 年間の賃借権若しくは使用賃借権となっています。</p> <p>この案件は農地中間管理機構である宮崎県農業振興公社に中間管理権を取得させ、取得後に公募した借り受け希望者に貸し付けを行う案件です。計画内容については農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>

花畑委員	委員番号2番の花畑です。7番案件の備考に合意解約と記載されておりますが、これはどのような意味でしょうか。
事務局	この案件につきましては、中間管理権を取得する前に円滑化団体を経由した別個の契約が存在しており、同月中にその契約を解約するとともに機構への貸付意志を示したという意味になります。
花畑委員	分かりました。
議長	他にございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。続きまして整理番号9番について審議いたします。高橋正二委員は退室をお願いいたします。
	(高橋正二委員退室)
	それでは、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	それでは、整理番号9番について説明いたします。貸し人は下伊形町に在住の男性の方で、借り人は公益社団法人 宮崎県農業振興公社です。農地の所在は下伊形町で田が9筆の4,924㎡となっています。契約内容は10年間の賃借権となっています。計画内容については農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上ご審議をお願いいたします。
議長	ただ今、事務局から説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。
	何かございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。
委員	(挙手)
議長	ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。高橋正二委員の入室をお願いいたします。
	(高橋正二委員入室)
	続きまして議案第231号、農地法第4条許可申請について提案いたします。この案件

	<p>は県に進達する分です。</p> <p>それでは整理番号1番について委員番号8番、松田勝美委員より説明をお願いいたします。</p>
松田委員	<p>委員番号8番の松田です。整理番号1番についてご説明いたします。所在は舞野町の畑3筆、合計186.77㎡です。申請人は舞野町在住の男性で自営業の方です。現地調査の際にお話を伺いました。申請理由は一般住宅となっておりますが、昭和48年頃住宅が建設されており、追認案件となります。この土地の一部に道路拡張が入り、農地のままとまっていることが判明したようです。次ページの位置図を見ていただければ分かりますが、隣接地に農地はなく、農地への影響はありません。よろしくご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>続きまして、「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。農地区分について説明いたします。整理番号1番については農業公共投資の対象となっていない小集団の農地ということで第2種農地となっております。付近に第3種農地が存在しないため立地基準に問題はありません。また他法令での不許可もなく、追認ということで始末書等の添付もあり、一般基準に問題ありませんでした。周囲の営農上にも支障はないと判断いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、担当委員及び事務局より説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては、県に進達いたします。</p> <p>続きまして議案第232号、農地法第5条許可申請について提案いたします。この案件は県に進達する分です。</p> <p>それでは整理番号1番について委員番号22番、吉本武久委員より説明をお願いいたします。</p>
吉本委員	<p>委員番号22番の吉本です。整理番号1番について説明をいたします。所在は妙町で畑2筆の948㎡です。譲渡人は大野町在住の方でございます。譲受人は昭和町の家電小売業でございます。申請理由は太陽光発電施設の設置です。次ページのナンバー1に位置図がございます。申請地は県道に面しており、周囲は農地となっておりますが、耕作放棄されており、保全管理されている状態です。3月24日に私、原田委員、事務局、県の振興局とで現地調査を行いました。道路に面しているため、安全対策は十分に行っていたいただきたい旨申し入れしました。フェンス等の措置を講ずるとの回答を得ております。特に問題ないと判断しましたので皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして整理番号2番について委員番号30番、織田竜二委員より説明をお願いいたします。</p>
織田委員	<p>委員番号30番の織田です。整理番号2番についてご説明いたします。所在は熊野江町の畑2筆、合計1,232㎡です。譲渡人は鹿狩瀬町在住の方で、譲受人は大貫町の不動産業です。申請理由は太陽光発電施設の設置です。次ページのナンバー2に位置図がございます。3月24日に私、吉田委員、事務局、県で現地調査を行いました。周囲は畑でタバコが植えられていますが、問題ないと判断しました。ご審議の程、よろしくお願</p>

	<p>いたします。</p>
議長	<p>続きまして整理番号3番について委員番号8番、松田勝美委員より説明をお願いいたします。</p>
松田委員	<p>委員番号8番の松田です。整理番号3番について説明いたします。所在は行藤町で畑1筆の858㎡です。譲渡人は行藤町在住の方で、譲受人は松山町在住の方です。申請地は19ページのナンバー3をご覧ください。東側に県道があり、北側に生活道、南側は住宅となっています。申請理由は一般住宅の建設ですが、排水は下水も近くまで来ており、何ら問題ないと判断しました。皆様のご審議をお願いします。</p>
議長	<p>続きまして整理番号4番について委員番号21番、甲斐壽徳委員より説明をお願いいたします。</p>
甲斐委員	<p>委員番号21番の甲斐です。4番案件についてご説明をいたします。所在は天下町で、田1筆の213㎡です。譲渡人が大貫町在住の女性の方で、譲受人が天下町在住の男性の方です。一般住宅の建設とのことで今回申請が上がっています。3月24日に事務局、県の振興局、佐藤委員と私で現地確認をさせていただきました。19ページのナンバー4を見ていただければ分かると思いますが申請地の南側に大きな道路が通っております。大学が開講した際にこの道路が拡幅されており、地目は田となっておりますが畑として耕作していたようです。排水についてはきちんと繋ぎ込みするようにお願いしたところです。何ら問題ないと感じました。ご審議の程よろしく申し上げます。以上です。</p>
議長	<p>続きまして整理番号5番について委員番号19番、赤木常信委員より説明をお願いいたします。</p>
赤木委員	<p>委員番号19番の赤木です。整理番号5番についてご説明いたします。所在は北川町川内名で田が1筆の1,887㎡です。譲渡人は北川町川内名の方で、譲受人については稲葉崎町の林業会社です。3月24日に事務局、県、井本委員と私で現地調査を行いました。譲受人は許可後に杉を植林するとのことでした。20ページに地図がございますが地域との調和要件等は特に問題ありません。皆様のご審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>続きまして整理番号6番について委員番号12番、井本民雄委員より説明をお願いいたします。</p>
井本委員	<p>委員番号12番の井本でございます。整理番号6番についてご説明いたします。所在は北川町の川内名で畑1筆の136㎡でございます。譲渡人は宮崎市在住の男性の方で、譲受人は北川町在住の男性の方でございます。理由といたしましては駐車場ということでございます。3月24日に県の担当者、事務局、赤木委員と私で申請人立会いのもと現地調査を行いました。20ページのナンバー6に地図がございますが、東側は市道に面しており、南側には市営住宅があります。何ら問題ないと判断しましたので皆様のご審議をお願いいたします。以上でございます。</p>
議長	<p>続きまして整理番号7番について委員番号32番、松木富士夫委員より説明をお願いいたします。</p>
松木委員	<p>委員番号32番の松木です。3月24日に現地調査を行いました。整理番号7番につい</p>

	<p>てご説明いたします。所在は東浜砂町の田1筆、383㎡です。登記上は田ですが、現況は畑となっています。譲渡人は浜砂2丁目の方で、譲受人は北方町の方と惣領町の方です。申請理由は一般住宅の建設となっています。申請地の西側は道路が通っており、周囲に住宅もあります。排水等含めて問題ないと判断しました。皆様のご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>続きまして、「農地区分」について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>はい。農地区分について説明いたします。1件が第1種農地で残りの6件が第2種農地となっています。第1種農地につきましては原則不許可となっておりますが、集落に接続しており、不許可の例外に該当するため問題ありません。また他の第2種農地につきましても付近に第3種農地が存在しないため6件とも立地基準に問題はありませんでした。他法令と照らし合わせても一般基準に問題ありません。周囲の営農上にも支障はないと判断いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、担当委員及び事務局より説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、この許可申請につきましては、県に進達いたします。続きまして議案第233号、非農地証明願いについて提案いたします。それでは整理番号1番案件につきまして委員番号21番、甲斐壽徳委員より説明をお願いいたします。</p>
甲斐委員	<p>委員番号21番の甲斐です。1番案件についてご説明いたします。所在が天下町で畑1筆の214㎡でございます。申請人は天下町の方で、農地法施行以前から農地以外の土地であるのことで申請がありました。3月25日に片伯部農地部会長、山田委員、私で現地の確認をさせていただきました。提出資料より農地法施行前の昭和15年に住宅が建てられており、非農地として取り扱って何ら問題ないと判断いたしました。以上です。</p>
議 長	<p>続きまして整理番号2番案件につきまして委員番号28番、川崎豊委員より説明をお願いいたします。</p>
川崎委員	<p>委員番号28番の川崎です。整理番号2番についてご説明いたします。所在は小峯町で田が1筆の79㎡です。申請人は小峯町の方です。申請理由は農地法施行以前より農地以外の土地であるとのことでした。3月24日に、松田委員、片伯部農地部会長、私の3名で現地確認を行いました。現況につきましては、本日配布された写真をご覧になっていただければ分かると思います。非農地として問題ないと判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、担当委員より説明がありました。ここで審議をお願いいたします。何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>異議なしという事なので、採決に入ります。承認される方は挙手をお願いいたします。</p>
委 員	<p>(挙手)</p>

議 長	<p>ありがとうございます。全員一致でございますので、承認いたします。</p> <p>以上で議案の審議は終了いたします。次に報告事項について事務局よりお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>それでは、事務局より報告事項について説明いたします。報告第 130 号農地法第 4 条の届出についてです。議案書 26 ページに記載されております。1 件の届出があり、田が 1 筆の 392 m<sup>2</sup>となっています。</p> <p>続きまして報告第 131 号農地法第 5 条届出についてです。議案書の 28 ページに記載されております。全部で 9 件の届出があり、田が 7 筆の 1,969 m<sup>2</sup>、畑が 2 筆の 416 m<sup>2</sup>、合計 9 筆の 2,385 m<sup>2</sup>となっています。報告第 130 号、131 号ともに申請書類及び添付書類等に問題もなく、事務局長の専決により受理しております。私からは以上です。</p> <p>続きまして報告第 132 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてです。この案件は合意解約の分です。議案書の 30 ページに記載されております。全部で 3 件の届出がありまして、田が 5 筆の 5,185 m<sup>2</sup>となっています。</p> <p>事務局からの報告は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より報告がありましたが、報告内容等について、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>無いようなので、続いて協議第 33 号、農用地利用配分計画（案）について総合農政課より説明をお願いいたします。</p>
総 合 農 政 課	<p>総合農政課です。私の方から協議第 33 号農用地利用配分計画（案）についてご説明いたします。先程、議案第 230 号で審議していただいた案件について、出し手 16 名、47 筆の農地について、3 名と 1 法人の受け手への配分を考えております。設定期間は 10 年間で、借賃につきましてはすでに双方間で合意を得ております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただ今総合農政課より説明がありましたが協議第 33 号について、ご質問はございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>無いようなので、以上を持ちまして第 34 回定例農業委員会のすべてを終了いたします。皆さん、お疲れ様でした。</p>
<p>次回定例農業委員会 4月28日（金） 午後16時00分～ 本庁舎 2階 講堂</p>	

以上、会議の顛末を記した記録に相違ないことを認めここに署名する。

会 長      福 富 幸 男

15 番      黒 田 啓 睦

18 番      甲 斐 憲 治